

山方・美和・緒川・御前山 各総合支所の 木曜日窓口業務の延長時間が変更になります

平成21年4月から山方・美和・緒川・御前山各総合支所の木曜日窓口業務の延長時間が午後6時15分までとなります。(本庁はこれまでどおり午後7時まで延長します)

見直しの内容

市では、平成16年10月から毎週木曜日、本庁及び各総合支所の市民課等で窓口業務の一部を午後7時まで時間延長して実施しています。

市民の皆さんには、時間延長について、旬報、広報、市のホームページ等で周知を図っていますが、平成20年4月から12月までの延長時の来庁者数を見ると、本庁では、一日平均30.2人(前年度比2.9人の増)、各総合支所では、一日平均1.8人(前年度比0.1人の増)となっています。

このような状況の中、各総合支所において、窓口時間延長についてアンケート調査を実施し、窓口時間延長のあり方について検討しました。その結果、本庁は、現行どおり午後7時までとし、各総合支所については、費用対効果や事務の効率化の観点から、平成21年4月から午後6時15分までに変更することとしました。実施期間については、平成22年3月までの1年間とし、その後の各総合支所における延長時間は、この期間における来庁者数の状況等を勘案し、再度検討し決定することとします。

市では、効果的で効率的な行政運営を図るため行政改革を推進しています。市民の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

延長する窓口及び業務

- 市民課** 住民基本台帳に関する証明、戸籍に関する証明、印鑑登録に関する証明(住民異動、戸籍届出及び印鑑の登録を除く)
- 税務課** 所得証明関係、固定資産税に関する証明、納税証明関係
- 会計課** 市税等の収納

※延長する窓口及び取扱業務の変更はありません。

問い合わせ先 企画課 行政改革推進室 行政改革推進グループ ☎52-1111 (内線323)

常陸大宮市の 広報紙の発行日等について

平成21年3月まで、旬報の発行回数は1月を除き毎月3回でしたが、経費の節減及び市民の負担軽減を図るため、平成21年4月から10日・25日の2回に変更とすることとなりました。これに伴い、「旬報ひたちおみや」の名称を「広報常陸大宮お知らせ版」と変更し、広報の発行日も15日から25日に変更となりますのでご了承ください。